

正史三国志の史料批判からみる邪馬壹国所在位置論争への結論

岡上 佑

正史、「三国志」の魏志東夷伝倭人条に登場する「邪馬壹国」。史料批判に基づくことで、一般に結論が出ないとされる位置論争に結論を導くことが出来たので報告する。詳細な検討は拙著「魏書倭人伝の探究」にあるが、ここでは論証を分かりやすく提示することを重視し、簡潔に筋道を立てながら進める。

第一節：三国志と陳寿

さて、何はともあれ、三国志の著者である陳寿とその編纂物である「三国志」の成り立ちを検討しなければ、史料批判は始まらない。

「陳寿は不遇の歴史家であり、時の皇室である司馬氏に阿る必要があり、様々な曲筆を魏志東夷伝倭人条でも行った」と言われることがある。西晋の実質的開祖である司馬懿が、遼東に割拠した公孫氏政権を打倒したことと、倭国が朝貢に至ったことには、時間的にも濃密な直接的関係が予想される。それ故、陳寿は司馬懿の功績をより大きく見せるため、邪馬台国を東方、万二千里の彼方の国として誇張したのだという主張である。

もし魏志における陳寿の曲筆の上に邪馬台国の位置があるのだとすると、文献的な探究行為自体が無意味となるので、このことは重大である。ここでは、まず、論証の第一歩として、上記のように如何にももっともらしく、合理的であるような主張が、実は全くの的外れであることを確認する。「陳寿曲筆論」というのは、非常に根強いものがあるが、次に挙げる数点を勘案すると、まったく成立しないことがわかる。

① 実際には陳寿は、西晋のエリート官僚である。

陳寿は、詔勅を起草することで、政権を実質的に運営した中書省の長官である中書令・張華に推挙され、中書系統として代表的な清官である「著作佐郎」として出仕し、魏志の成立ごろまでは、順調に出仕していた。また、陳寿自身が確実に筆をとった呉書にもあるとおり、孫皓の暴虐を許した武帝の政策を非難するなど、陳寿の著作態度として、佞臣的な記述とは正反対の傾向が見出される。陳寿にとっては、正史の末節にすぎない東夷伝にて司馬氏を殊更に称揚する必要性はない。

② 魏志東夷伝に残る倭国への「万二千里」の旅程については、魏志に先行する魏略に既に記述がある。陳寿が参照したと思われる魏略逸文に「自帶方至女王国万二千里」

とあり、陳寿の三国志もこの一文を参照したと思われる。魏略の作者である魚豢は、魏の下級官僚で、八品相当の郎中と、ほぼ在野の立場で曹魏にも批判的、露悪的な記事も残した人物である。魚豢には、倭国を「万二千里」の彼方に曲筆して配置する政治的な動機などは見つけることはできない。

以上の二点を勘案すると、陳寿曲筆論が成立しないことは明らかである。「万二千里」の文責は、陳寿ではなく、少なくとも魚豢に（もしくは魚豢も何らの史料を参照したのだからその人物に）求めるべきである。「万二千里」という表現が行われた由来を考えると、淮南子の東方の極みについて、万二千里とあるので、その辺りの誇張を単に継承したのであろう。「不遇なる歴史家による曲筆」という色眼鏡を外してみても、万二千里の正体が見えてくる。

さて、上記の論述は、三国志を「史料として考える」ことの実例にもなっている。つまり、歴史編纂にあたっては、実質的に書いた原資料の作者を出来る限り追うことが重要であり、先行する史料を最終的に「編纂」しただけの陳寿を表層的に理解しても、間違った推論を正しいと考えてしまう危険があると言うことである。

三国志は、「魏志」「呉志」「蜀志」の三国の歴史を鳩合したものであるが、実際に本文をあたってみると、陳寿がゼロベースから書き起こしたと思われる部分というのは、却って比率としては非常に少ない。例を「呉志」にとってみると、その本文の多くは、ほとんど、先行して呉国で編纂されていた韋昭による「呉書」を引き写して成立したことがわかる。「呉志」においては、陳寿が書き換えたところもあるが、「呉書」の性格がそのまま「呉志」に継承されている点も少なくない（例えば、孫呉の初代丞相である孫邵の記述に欠けることなど）。おそらく呉志において陳寿自らが書き起こしたと可能性が高いと言えるのは、韋昭その人が死んだ記事を含む呉末期のものが殆どだろう。

この韋昭の「呉書」と陳寿の「呉志」の参照関係を魏志にも当てはめることができる。すなわち、陳寿の魏書は、主には先に挙げた魚豢の「魏略」と、王沈の「魏書」を参照していたものと推測される。次節では、この魏略と魏書について確認する。

第二節：魏志の種本

第一節においては、陳寿曲筆説を題材に、外的な史料批判によらず、なんでも陳寿の政治的立場に関連付けて魏志倭人伝を解釈しようとする危険性をのべた。ここでは、「魏志」編纂時に陳寿が参照したと思われる「魏略」と「魏書」について考えていきたい。

魏略は、一節にて指摘した通り魚豢の記した歴史書である。残念ながら散逸してしまい、その全文を現在の我々が参照することはできないが、三国志につけられた裴松之注により、我々はその一部を知ることが出来るし、さらに幸運なことに、太宰府天満宮に残る「翰苑」に逸文があり、現行の魏志倭人伝との異同を参照することができる。特筆すべきは、裴松之注により、魏略には三国志が省略した「西戎伝」が残ることであろう。先に述べた通り、魚豢は、下級官吏に過ぎず、在野の立場に近い人物であるから、そんな人物が執筆した魏略に諸外国への記述が残るは、少し変わった事態ではある。

一方の魏書については、一般には、魏の王沈が書いたとされる史書である。王沈という人は、魏国やそれを継いだ晋国で出世をした人で、司馬氏に露骨に加担した人物である。政権中枢の中書系統の上位役職であり、公文書、書籍を扱う秘書省の責任者である秘書監を務めた人物でもあり、その人が書いた「魏書」は、まさしく魏国の国家事業として編纂された魏国の公的な歴史書であると言えるだろう。残念ながら魏略と同じく、今では散逸してしまって、我々はその全てをみることは出来ないが、裴松之の注に残る魏書をみると、魏の国史となるべく、魏国に都合の良い事柄を多く採録した歴史書であると言えるだろう。また、逸文が無いために確定的なことは言えないが、魏の公的な歴史書であるという性格上、魏書には、東夷伝や西戎伝といったものが残されていた蓋然性が非常に高い。

ここまで、非常に簡略に纏めてしまうと、陳寿が「魏志」編纂上にて参照した主たる歴史書は、「魏略」と「魏書」とであり、一方は野史的な性格が濃く、もう一方は公的な正史としての性格が濃いということである。また、加えて、野史的な性格の濃い「魏略」には、東夷伝や西戎伝があったことがわかっているが、一方で王沈の「魏書」には、東夷伝に関する逸文は残っていないとされるので、公的文書として編纂された以上は当然あったと思われる東夷伝倭人条が、どういったものであったかまでは、はっきりとわからない。

ここで、注目しておきたい点は、野史（魏略）に外国関連の文章が残り、正史（魏書）に東夷伝が残らないという、拗れの関係が発生している点だ。在野の人材、下級官吏の歴史書に外国関係の記録が豊富で、堂々たる中央官僚の長官の正史には残っていないというのは、現実として認めざるを得ないが、現象としては、通常を考えから言えば、いささか不自然であり、そこには何らかのカラクリというか、拗れ発生の原因があったはずである。

第三節：魏書の成立過程と魏略

魏の公的な歴史書である魏書になぜ、東夷伝に関する逸文がのこっていないのか、この点を深く考えるために注目したいことが、王沈が担当した秘書監という役職である。もともと、曹魏においての「秘書」とは、詔勅を起草した役割であり、魏の文帝（曹丕）に仕えた秘書である劉放と孫資が、中書として独立し、それぞれ中書監・中書令と官職の名前を変えたのが始まりである。詔勅の起草には、多くの古事成語や古典を引く必要があり、書籍を扱う秘書郎がそのまま起草の任にあたっていたのを、中書省として独立させたのだろう。

陳寿も歴任した歴史書の編纂を主たる役割とする官職である著作郎や著作佐郎というのは、実は、この中書省に付属する官職である。秘書郎、中書郎、著作郎と官職の名前は異なるが、行為としては、皇室の図書館である秘府に集積する書籍を管理していくのが秘書郎、それを用いて詔勅の起草を行うのが中書郎、同じく秘府の書籍を用いて歴史著述をおこなえば、著作郎ということである。つまり、魏晋の政界においては、この秘書、中書、著作というのは、一連の系列をなす中書系列の官職（最上位の役職は中書監である）ということである。それ故に、王沈は秘書監の立場で魏書を書き、陳寿は著作郎の立場で魏志を書いたということである。ともに中央官僚で、魏晋の中樞は連続しているから、陳寿は、魏書編纂の際には、王沈の魏書を多く参照したに違いない。

さて、話を本筋に戻すと、曹魏における歴史書の編纂については、劉知幾の「史通」などによると何も王沈が一人で行ったというわけではなく、それはどちらかといえば、歴代の編纂物の仕上げにあたるようなもので、実際、魏書の編纂は時期的にもそれ以前の文帝（曹丕）の時代から始まっていたらしい。詳しいところは省略するが、ある程度の纏まった記述がおこなわれたのは、齊王（曹芳）の時代のことで、その当時の中書監であった韋誕が、先代である明帝（曹叡）の時代のことまでを記述したらしい。つまり、王沈の魏書というのも、この中書系列の官職における国史編纂の成果物を引き継いだものらしい。

ちょっと馴染みのない方も多いかも知れないので、簡単に纏めておくと下のようになるので、適宜参照してほしい。

曹丕（文帝）の時代：秘書郎が転じて中書になる。曹魏の歴史編纂始まる。

曹叡（明帝）の時代：目立った記載なし。

曹芳（齊王）の時代：中書監も勤めた韋誕によって、明帝の代までの歴史書が纏まる

曹髦（高貴郷公）の時代：王沈によって、魏書が纏まる

司馬炎（西晋武帝）の時代：陳寿によって、魏志が纏まる。

魏の公的な歴史編纂といっても、初代の曹丕の時代には、肝心の書くべき歴史が浅いため、集成は行われにくいのが、韋誕という人物が編纂した歴史書は、明帝までの三代を対象としているから、ある程度纏まった分量になったらしく、それは「大魏書」と呼ばれた。そして、注目すべきことに、この韋誕という人物は、魏略の著者である魚豢と同郷の人物であり、尚且つ、魚豢が魏略を編纂するために、文人でもあった韋誕にインタビューを行っているのである（三国志・王粲伝に引く魏略に「魚豢曰く」から始まる文章が残っている）。そして、魚豢が韋誕にインタビューを行ったその時の韋誕の役職は、現在なら外務大臣に相当する、外国からの使節の饗応などを担当する「大鴻臚」という役職であった。

つまり、魏の国史として、ある程度の体裁を整えて大魏書という形のアウトプットを残した人物である韋誕は、魏略を残した魚豢の友人でもあって、尚且つ、外国使節受け入れの責任者でもあったのだ。

こうして考えてみると、魚豢の魏略に「東夷伝」や「西戎伝」が残った理由も推測できそうである。つまり、魚豢は、魏略の著述にあたって、同郷の友人であった韋誕が編纂中の国史を参照した可能性が高そうということだ。そうでなければ、一般人に近い立場である一介の下級官吏である彼に「東夷伝」や「西戎伝」が編纂できたとは到底、考え難いのである。

これで、韋誕という人物を手がかりにして、魚豢の魏略に「東夷伝」や「西戎伝」が残った理由については説明がついた。次は、何故、魏書の東夷伝の逸文が残っていないのか、という点である。ここから先は、魏志本文を検討することから始めなければならない。

第四節：魏書と魏志本文

外務大臣でもあった韋誕が編纂した「大魏書」を引き継ぎ、国史の編纂をした王沈の魏書に東夷伝がなかったとは到底考えられない。それにも関わらず、王沈の「魏書」に倭人伝関連の逸文が残らなかった理由とは何か。

その答えは、陳寿の魏志東夷伝倭人条こそは、ほぼそのままの形で、王沈の魏書そのもの内容であったからに他ならない。つまり、三国志の注釈者である裴松之は、三国志の本文と違った事柄だからこそ、参照として注として引くわけで有り、同じ意味の文章であれば、殊更に王沈の魏書の引注する必要性がなくなるのである。

これは理論上そうなるという言うだけの話ではない。陳寿の残した魏志倭人伝の本文そのものから、これがほぼそのままに「魏書」の本文であったことを暴露する証拠が複数存在する。

先ず第一に挙げられることが、東夷伝倭人条に止まらず、魏志東夷伝の全般に関して言えることであるが、年代として斉王・曹芳の時代を下る記事が一切残されていないということである。東夷伝全体の中で最も新しい記事が、正始八年から始まる「張政の倭国見聞録」関連の記事である。他に時代の下る記事と云えば、毋丘儉の高句麗討伐などが東夷伝高句麗条に残っているが、これも正始年間（240年～249年）の記事である。つまり、東夷伝全体が、正始年間をもって、ブツ切れの尻切れトンボに終わっているのである。実際には、晋書・四夷伝によると、その後司馬昭が宰相となった時期においても、倭国は朝貢を数回行っているにも関わらず、その記事を補録することを陳寿は行っていないのである。

つまり、実際には、陳寿は、参照資料である魏書や魏略の記事に対して、何も付け足すことを行っていないのである。さらに、東夷伝の本文のベースの部分の部分が陳寿の筆によるものではない、と断定できる箇所がある。それは、高句麗における「今」という文字の意味である。

魏志に残る高句麗伝に、その王である位宮について記述した文章には、こうある。

「今、句麗王宮是也（いまの高句麗王の位宮がこれである。）」

高句麗王の位宮は、209年生まれ的人物であり、その在位は、227年から248年である。三国志が編纂されたのは、三国が統一された280年前後であろうから、全然違うのである。東夷伝のベース部分の編纂が、227年から248年であるということは、東夷伝自身が雄弁に語る文献的事実である。

逆に言うと、陳寿は東夷伝のベース部分の内容を書き改めることなく、そのままに引用したのである。正始年間以降のことを補録せず、高句麗伝の「今」の表記を書き換えることもしない。東夷伝編纂に対する陳寿の熱量というのは、その程度のものであったのだ。

こうした理解で改めて東夷伝をみると、東夷伝がベースの部分と追記の部分の二階建てで成り立っていることも、また看取することができる。おそらくは、ベースの部分というのは、高句麗王が位宮であった時代に韋誕の手によって書かれており、それは明帝の事績までを記述することが主たる目的だったのだろう。

そしてその後、倭人伝を含む東夷各国の記述の最後近辺に正始年間から始まる記事が増えるのは、これは韋誕を受け継いだ王沈らの手によるもので、王沈らの著述の時期は、曹髦（高貴郷公）の時代であったがゆえに、その記述対象は、曹芳の時代である正始年間に留まるのであろう。なんのことはない。曹魏の国史編纂の成果物を受け継いだ陳寿ではあるが、こと、東夷伝に限ると、自ら書きたしたのは、東夷伝序文などに限られており、史料を渉猟して曹髦や曹奐の時代の出来事を補録するほどの情熱は持ち合わせていなかったのである。

（陳寿には、魏志にて書くべきことがもっと他にあった。詳しくは、「魏書倭人伝の探究」を参照）

第五節：御覽魏志とは、魏書である

ここまでの論証にて、陳寿が三国志東夷伝魏志倭人条を編纂する際、ほぼ執筆に情熱を費やすことなく、淡々と先行史書を引き写したに過ぎないことは、論証出来たと思う。それでは、陳寿が執筆の際に参照した「ほぼ魏志と違わない、小さな異同があるだけの魏書の本文」というものを我々は目にすることは、できないのだろうか？

実は、それを我々は既に手にしており、邪馬台国の位置論争に深い興味をもたれた方なら聞いたことはあるはずである、というのが私の最大の主張である。それは、太平御覽に引かれる魏志倭人伝（以下「御覽魏志」）である。「御覽魏志」こそは、王沈の「魏書」に本来あった「魏書倭人伝」に他ならない。

（太平御覽は、北宋の時代に成立した百科事典的な書物で、北宋の太宗の命で編纂された。ちなみに通行本の三国志は南宋の版本なので、それよりも成立は遡る。）

御覽魏志の本文は、通行本の魏志倭人伝本文と、おおよそ同じで有り、所々に文字の異同が存在するだけである。太平御覽の引用者は、実際には「魏書」であった本文を「魏志」であるとして、間違っただけで引用したことになるが、両者は本文の内容がほぼ同じで有り、また書名も類似しているから、紛らわしいことこの上ない。そもそも、私はこの小論では、便宜上、陳寿の著作物を「魏志」、王沈の著作物を「魏書」と書き分けて記述しているが、実際には、陳寿の「魏志」の正式名称は、「魏書」なのである。（三国志は、厳密には「魏書」「呉書」「蜀書」の三書にて構成される）。太平御覽に於ける引用文章の参照元表示の間違いは、実は他にもあり、「十六国春秋」と「三十国春秋」の取り違えなどが挙げられる。紛らわしければ、間違っただけで人間というもので、ヒューマン・エラーという厄介な現象は、いつの時代にも普遍的に出現する。陳寿の魏志と王沈の魏書なら、内容的にも書名的にも紛らわしいことこの上ない。

では、御覽魏志がなぜ、王沈の魏書に他ならないと判断できるかと言うと、それは、御覽魏志と通行本魏志の本文の異同を比較してみて、そこに陳寿の好みそうで、やりそうな改変が加えられているからである。陳寿の著述の傾向として、次の三つを挙げることに異論は少ないだろう。

- ① 簡潔な表現
- ② 重複を嫌う
- ③ 信憑性の疑わしい説を採用しない

実際に、御覧魏志と陳寿魏志を並べて、一つ一つ確認していこう。幸いに両者はほぼ同じ内容であるから、比較検討するのが非常に用意である。まずは一番目の、簡潔な表現についてである。

御覧魏志：女王之南、又有狗奴国（女王の南には、また狗奴国がある）

陳寿魏志：其南有狗奴国（其南には狗奴国がある）

これは、非常に重要な点である。該当箇所は、御覧魏志の表現より、陳寿魏志の表現のほうが、簡潔で意味明瞭なことは言を俟たない。このセンテンスの重要な点は、御覧魏志の表現である「女王之南、又有狗奴国（女王の南には、また狗奴国がある）」という表現が、若干というか、意味が通じにくいところである。女王というのは、一般には名詞であって、地名ではない。おそらくは、女王国の南、と本来なら書きたかったところではなかったであろうか。御覧魏志は、成立の経緯を考えても、通行本魏志よりも古い形の本文である可能性が高い（御覧魏志は北宋、通行本魏志は南宋に成立）が、「其南有狗奴国」と簡潔に表現された陳寿魏志を見て、わざわざ意味不明瞭に「女王之南、又有狗奴国（女王の南には、また狗奴国がある）」と引き移すことは、原理的に有り得ないから、このセンテンスの比較においては、御覧魏志本文の古さをまでもを証明することになっている。

次は、重複を嫌う点だ。

御覧魏志：其呼應聲曰噫噫 如然諾矣

（その呼応の声は「はい、はい」といい、諾の意味のようだ）

陳寿魏志：對應聲曰噫、比如然諾

（対応には「はい」といい、たとえば諾のようだ）

ここでも、御覧魏志には、「噫噫（はい、はい）」とあるところが、魏志では一文字になっている。ここも当時の日本人の習性として「はい、はい」と本来二文字で表現されていたとする方が、より臨場感があるし、この点でも、もともと一文字であった答えを二文字に表現する動機というのも説明が難しい。やはり、陳寿が重複を嫌ったということであろう。

三つ目の信憑性の低い説を記載しないというのも陳寿の好むやり方だ。倭人は呉の太伯の末裔であるというような話は、陳寿には与太話に思えて、採用しなかったのだろう。

御覧魏志：聞其旧語 自謂太伯之後

（その古い話を聞くと、自ら言いて、太伯の後裔であると。）

陳寿魏志：全て省略

こうした三点に加えて、更にこうした小さな改変を加えながら引き写した人物が陳寿本人であると言うことを物語る箇所がある。それが、陳寿が司馬氏の名前を忌避しているという点だ。

御覽魏志：太守劉夏送詣京師

陳寿魏志：太守劉夏送詣京都

この太守劉夏の一文にて、御覽魏志には、「京師」とあるところが、陳寿魏志では、「京都」とあり、西晋の景帝である司馬師の「師」の文字を避諱している。王沈という人物が司馬一族にベッタリの間人であったとしても、王沈魏書の成立のタイミングではまだ司馬一族は単なる権臣にすぎないから、避諱を行う必要はない。こうした形式上の事務的な配慮は、西晋の修史官僚であった陳寿にこそ必要とされるものである。

以上、四点の論拠を持って、私は、御覽魏志こそが、陳寿が参照したであろう、「ほぼ魏志と違わない、小さな異同があるだけの魏書の本文」に相違ないと確信する。そして、この論拠を認めるならば、英邁なる読者諸賢は、次の御覽魏志のセンテンスのもつ重みをも同時に認めざるを得ないものとする。

「又南水行二十日至於投馬国」

次節、最終章である。

第六節：御覽魏志による所在位置論争の解消

御覽魏志こそは、陳寿が参照した王沈「魏書」の本文に相違ない。このことを認めれば、邪馬台国の位置論争は、もっとも重大な帰結を迎えることになる。そう、謎の解消である。

「又南水行二十日至於投馬国」

御覽魏志に残る邪馬台国への旅程記事は、通行本魏志と少しく異なる。

すなわち、文頭には、直線的に理解するべきを明確に指示する「又」の文字があり、水行二十日を経て「於投馬国」に到着することを、この一文は教えている。つまり、旅程記事の通り九州北部に到着後、直線的に海路で二十日にて「於投馬（イズモ）国」へと到着することを、御覽魏志に残る本文は、他に解釈の出来ない形で、読み手に伝えているのである。

王沈魏書にあった「於投馬国」の中の「於」字が削除されていることは、陳寿がこの字を前置詞と理解したからであろう。所在を表すには「至於」と二文字を使う場合があるが、旅程記事の最終目的地である邪馬台国には、「至」一文字であるから、途中経過国に過ぎない地点での「至於」との表記は、確かに如何にも冗長である。しかし、この本文における「於」字は、前置詞などではなく、「於投馬（いずも）」という固有名詞の一部であったのだ。

さらに、これに続く文にて、読者は旅程記事の最終目的へと到着するのである。

「又南水行十日、陸行一月至耶馬臺国」

この一文も、「又」から始まっており、それを直線的に読むべきを伝えている。現在の山陰、出雲から水行十日といえ、丹後半島あたりである。そこから陸路にて一月で到着するというのが、論争の最終目的地である「耶馬臺国」である。御覽魏志では、「邪馬壹国」ではなく、「耶馬臺（やまと）国」と書かれている。

これ以上の論述は、むしろ蛇足の類であろう。魏書倭人伝によって、「邪馬壹国の位置論争」は、基本的に解消したのである。

（尚、文献研究を裏打ちするかのよう、曹魏の紀年銘鏡が日本海ルートを構成する各地から出土していることは、周知の事実である。）

最後に、私の研究の成果として、魏志倭人伝の史料系統を下図のように表す事ができる。文字を追うと論述の関係から固い表現になりがちで、あるいは理解を妨げることがあったかと心配もあるが、図にすると余程スッキリと、私の主張が読み取れるであろう。

